

令和5年4月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和5年4月10日（月）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番（代理）田中 輝勇 推進委員 3番 棒引 昭治
4番 中嶋 正行 5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎
8番 瀧本 和明 9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇
12番 玉置 伸 13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安
16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 2番 鈴木 明

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之

議 長 皆さんこんにちは、今年は桜の花も随分と早く咲いて、季節も早め早めと進んでいるようですけれども、梅の方も順調に育っているようで、大豊作とはいきませんが、平年並み以上の収量がありそうな感じですが、ここにきて、コロナの件もありまして、梅干の売れ行きも大変悪いということで、この前地元の方とも話をしたら、ちょっと値を下げるような傾向で進めているとのことでした。それでも倉庫を空にしたいなとも思っているんですけれども、梅に関しては豊年、不作があったり、業者との関係で、急に値段が上がったり下がったりしますんで、非常に後継者難というんでしょうか、放棄地が増えたり、農業者にとって厳しい状態が続いておりますけれども、ここは何とか業者の方にも頑張ってください、安定した価格にもって行ってほしいと思っているんですけれども、なかなか、行政も政治家の方も、地元の産業は大事といいながらも、もう一つじっくりくる政策を打てないでいるのは残念に思っておるところで、耕作放棄地が増えていき、また、後継者がいないというのは、我々にとってつらい、耐え難いような気持ちでございます。さて、本年度の田辺市の人事異動に伴い、農業振興課や梅振興室では主な異動はございませんでしたが、農業委員会では井戸克典君が契約課へ異動となり、新たに新規採用職員の近藤祐斗君が加わってくることになりました。それでは井戸君から挨拶をお願いします。

（異動職員挨拶）

議 長 はい、ありがとうございます。

（異動職員退席）

議 長 それでは、最初に農業振興課からの連絡事項がありますので、ご説明をお願いします。

農振課 南山 令和5年度新規事業「農業複合経営支援事業」について説明

農振課 稲垣 令和5年度新規事業「遊休農地解消支援事業」について説明

議 長 はい、ありがとうございます。遊休農地解消事業については、県のリフォーム事業の希望者が非常に多いということで順番待ちになり、待ちきれんという人もおるといことで、田辺市もこういう形で取り組んでいただいて、ありがたい事だと思います。皆さんも利用していただきたいと思いま

す。皆さん、只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〇〇番 委員 遊休農地解消支援事業については大体どの程度の広さを見込んでいますか。希望者全員が受けられるとはならないと思うので。

農振課 稲垣 今のところ予算に関しましては、大規模な遊休農地の解消については、県のリフォーム事業を活用していただくこととなりますので、基本的には30アールを満たさない農地となりますので、既存農家の場合は、30アール規模が7件、新規就農者が、30アール規模が3件、合計10件を見込んでおりました、予算額としては、375万円を見込んでいます。

〇〇番 委員 分かりました。

議 長 遊休農地解消ということで皆さんに取り組んでいただければと思います。他にございませんか。ないようですので農業振興課からの連絡事項はこれで終了とします。稲垣君、南山君、ありがとうございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、238㎡、他1筆、合計523㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年3月19日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,046㎡、他1筆、合計7,334㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年3月31日です。以上、合意解約の報告です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、281㎡、他2筆、合計716㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のしそ、期間は令和5年5月1日から令和6年4月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,075㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間20,000円、持参払い、期間は令和5年5月1日から令和20年4月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、615㎡、他5筆、合計5,857㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、939㎡、他1筆、合計2,147㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜・ネギ、期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,925㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、821㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、87㎡、他1筆、合計280㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和5年5月1日から令和

15年4月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、506㎡、他1筆、合計1,345㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間米3斗、持参払い、期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、396㎡、他1筆、合計1,695㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年5月1日から令和35年4月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,298㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和5年5月1日から令和11年4月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、361㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和5年5月1日から令和11年4月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,241㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和5年5月1日から令和11年4月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、72㎡、他3筆、合計1,780㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・すもも、期間は令和5年5月1日から令和11年4月30日の新規です。合計13件、27筆、20,541㎡、貸し手13名、借り手9名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、利用権の設定13件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申し出がございましたので事務局からの説明をお願いします。

農振課 山崎 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6.61㎡、他1筆、合計1,215.61㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は600万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和5年4月28日、所有権移転の時期は令和5年4月28日です。合計1件、2筆、1,215.61㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、所有権の移転について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、所有権の移転1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法等に係る議案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございます。

(農振課 山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番の鈴木明委員さんより欠席の届けが出てございます。代理で田中推進委員さんをご出席でございます。本日の会議録署名委員に、15番高田幸安委員さん、16番川井洋之委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第5号許可申請書の取下げ(農地法第5条)について、議案第6号特定農地貸付の承認(変更)について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていた

だきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は91㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,672㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は523㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は220㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は238㎡、他1筆、合計523㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は93㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上6件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議	長	はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。営農計画書もあり異議ありません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
	長	はい、以上6件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は772㎡、他1筆、合計796㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は長屋住宅2棟295.38㎡、駐車場等500.62㎡、合計796㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用

途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4月6日に〇〇委員さん、事務局長、係長と4人で雨の中現地調査を行いました。9時過ぎに〇〇〇〇で〇〇委員さんと合流し、1時頃に終了しました。今回の案件は4条1件、5条13件、2条1件という、最近にはない多くの案件がございました。4条の1番ですが、申請場所は〇〇〇〇より東へ約200m、現況は畑です。隣接状況は宅地の他に農地はありますが、すべて同意がございました。〇〇水利組合の同意もあります。転用理由は申請人は高齢のため、農業の縮小を考えており、この度土地の有効利用を図るため、長屋住宅用地として転用するものです。転用内容は長屋住宅2棟、盛土40cmから80cm、排水等は合併処理後、雨水とともに西側水路へ放流するとのことで、何ら問題はないと思われまふ。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は277㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分10分の9)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分10分の1)、使用目的及び規模は住宅、52.99㎡、庭・駐車場、224.01㎡、合計277㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8日抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある道路、住宅地に囲まれた小集団の農地の1つであるので、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は644㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟、171.39㎡、庭園等、472.61㎡、合計644㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は770㎡、他1筆、合計1,370㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟、324.90㎡、道路・庭園等、1045.10㎡、合計1,370㎡、

着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接していますので、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は294㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場、294㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8日抜きです。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接していますので、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は435㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は205㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟、154.86㎡、駐車場・道路等、485.14㎡、合計640㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接していますので、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は428㎡、他1筆、合計911㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,496㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場2,407㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は河川と道路に囲まれた小集団の農地の1つであるので、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は59㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅・駐車場、59㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共に不要です。この土地は都市計画用途地域内(第一種住居地域)にありますので、第3種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は953㎡、他1筆、合計1,520㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟、327.90㎡、道路、庭園及び駐車場、1,192.10㎡、合計1,520㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が当初抜き、〇〇〇〇が令和5年2月8日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は学校等の施設が近くにあり、住宅地が増加しつつある地域にありますので、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は855㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、使用目的及び規模は分譲住宅4棟、228.52㎡、庭園等、626.48㎡、合計855㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8

日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は学校等の施設が近くにあり、住宅地が増加しつつある地域にありますので、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は718㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は長屋住宅1棟、236.30㎡、駐車場等、481.70㎡、合計718㎡、着工日、工事期間は許可日より7ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,006㎡、他1筆、合計1,601㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は露天資材置場、1,601㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8日抜きです。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の一つであるので、第2種農地です。この申請には始末書が添付されております。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は294㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は露天駐車場5台、294㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和4年10月14日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の一つであるので、第2種農地です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は2,340㎡、他2筆、合計3,472㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、3,472㎡、〇〇〇〇が49.5kW、パネル290枚、〇〇〇〇が49.5kW、パネル200枚、〇〇〇〇が22kW、パネル83枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は〇〇〇〇と〇〇〇〇が平成30年7月20日抜き、〇〇〇〇が平成26年6月13日抜きです。隣接同意は有一部無し、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の一つであるので、第2種農地です。以上13件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。13件ありますので、私が1番から6番までを報告します。1番ですが、申請場所は〇〇〇〇より北へ約50m、現況は畑です。隣接状況は貸人所有の畑と市道、南側が同意書有の畑となっています。水利同意は不要です。転用理由は貸人と借人は祖父と孫の関係で、自宅に近く、農業を手伝うのに適地であることから、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。30年間の土地使用貸借契約です。転用内容は住宅及び駐車場、切土80cmから2m、盛土1.5m、排水等は合併処理後、新設排水路を経由し、雨水とともに南側市道側溝へ放流することと、

何ら問題はないと思われます。2番です。申請場所は〇〇〇〇の北隣で、現況は畑です。隣接状況は、東側は譲渡人所有の畑、西側、北側は市道で、南側は宅地と畑、同意有りです。〇〇水利組合の同意があります。転用理由は譲渡人は県外在住のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅3棟、盛土68cmから1.47mです。排水等は合併処理後、雨水とともに北側及び西側市道側溝へ放流するとのことで、これも問題はないと思われます。3番です。申請場所は〇〇〇〇より西へ約300m、現況は畑です。隣接状況は、東側と北側は市道、西側は宅地と雑種地、南側は田、同意ありです。〇〇水利組合及び、〇〇水利組合の同意があります。転用理由は、譲渡人らは高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅6棟、盛土40cmから73cm、排水等は合併処理後、新設道路側溝を経由し、雨水とともに東側市道側溝へ放流するとのことで、これも問題はないと思われます。4番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約500m、現況は畑です。隣接状況は、東側と南側と北側は道路、西側は宅地です。〇〇水利組合及び、〇〇水利組合の同意があります。転用理由は、譲渡人らは高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、資材置場用地として転用するものです。転用内容は資材置場（足場、工事車両）、盛土28cmから36cm、排水等は雨水は自然浸透とするとのことで、これも問題はないと思われます。5番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約400m、現況は畑です。隣接状況は、東側と北側は道路、西側と南側は宅地です。〇〇水利組合及び、〇〇水利組合の同意があります。転用理由は、譲渡人らは高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅3棟、盛土15cmから54cm、排水等は合併処理後、雨水とともに東側市道側溝へ放流するとのことで、これも問題はないと思われます。6番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約900m、現況は畑です。隣接状況は、東側と西側と南側は道路と宅地、北側は用悪水路と畑、同意ありです。〇〇水利組合及び、〇〇水利組合の同意があります。転用理由は、譲渡人らは高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、資材置場用地として転用するものです。転用内容は資材置場（足場、型枠、建築資材、残土、工事車両）盛土1.25mから1.65m、排水等は雨水は南側市道側溝へ放流するとのことで、これも問題はないと思われます。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側宅地、西側市道、南側市道、北側宅地となっています。水利同意は不要です。転用理由は、譲渡人は相続により取得しましたが、農業を営んでおらず、この度話がまとまり、住宅及び駐車場用地として転用するものです。転用内容は住宅及び駐車場、切土1.1mから1.8m、盛土90cmから2.1m、排水等は合併処理後、雨水とともに西側市道側溝へ放流するとのことで、所見としては問題ありません。

8番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約400m、現況は田です。隣接状況は東側田、西側畑と宅地、南側市道、北側畑と田と公衆用道路となっており、農地はすべて同意をもらっております。〇〇水利組合及び、〇〇水利組合の同意があります。転用理由は、譲渡人は高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅6棟、盛土20cmから70cm、排水等は合併処理後、新設道路側溝を経由し、雨水とともに南側市道側溝へ放流することと、所見としては問題ありません。9番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側市道と雑種地、西側畑、南側用悪水路と雑種地と宅地、北側田となっており、農地はすべて同意をもらっております。〇〇水利組合及び、〇〇水利組合の同意があります。転用理由は、譲渡人は高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅4棟、盛土90cmから99cm、排水等は合併処理後、新設側溝を経由し、雨水とともに南側用悪水路へ放流することと、所見としては問題ありません。10番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約200m、現況は畑です。隣接状況は東側宅地と里道、西側田と宅地と里道と水路、南側田と宅地と里道、北側市道となっており、農地はすべて同意をもらっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由は、貸人は高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、長屋住宅用地として転用するものです。転用内容は長屋住宅1棟、盛土16cmから50cm、排水等は合併処理後、雨水とともに西側水路へ放流することと、所見としては問題ありません。11番、申請場所は〇〇〇〇の南隣、現況は休耕田、休耕畑です。隣接状況は東側宅地、西側市道、南側市道、北側宅地となっております。〇〇〇〇区長の同意があります。始末書が添付されております。農地法について、十分理解していなかったため、許可を得ずに工事を行ったことに対し事務局が指導しております。転用理由は、貸人は高齢のため、農業の縮小を考えていたところ、この度話がまとまり、土木建設用資材置場用地として転用するものです。期間の定めのない土地使用貸借契約です。転用内容は土木建設用資材置場、盛土20cmから5.8m、排水等は雨水は自然浸透とするので、所見としては問題ありません。12番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約100m、現況は畑です。隣接状況は東側、西側、南側が田で同意があります。北側は市道となっております。〇〇〇〇区長の同意があります。転用理由は、譲渡人は県外在住で高齢のため、管理が困難となっていたところ、この度話がまとまり、露天駐車場用地として転用するものです。転用内容は露天駐車場(5台分)、切土盛土なし、排水等は雨水は自然浸透及び余水は東側既存水路へ放流することと、所見としては問題ありません。13番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約200m、現況は休耕田です。隣接状況は〇〇〇〇は東側水路、西側田と水路、この田については同意なし、理由は所有者が亡くなられており、相続人も不明のためです。南側田と水路、北側畑と宅地と市道となっており、先程の同意なしの田以外は同意があります。

次、〇〇〇〇、東側雑種地と宅地、西側畑、南側畑、北側雑種地、農地の同意は全てもらっています。次、〇〇〇〇、東側畑、西側畑、南側畑と公衆用道路、北側畑、農地の同意は全てもらっています。水利同意は不要です。転用理由は、譲渡人は相続により取得しましたが、農業を営んでおらず、この度話がまとまり、太陽光発電施設用地して転用するものです。転用内容は太陽光発電施設、〇〇〇〇には、パネル290枚設置、49.5kw発電設備、〇〇〇〇にはパネル200枚設置、49.5kw発電設備、〇〇〇〇にはパネル83枚設置、22.0kw発電設備をそれぞれ設置し、切土盛土はありません。排水等は雨水は自然浸透とするとのことで、所見としては問題ありません。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番、5番、6番、7番異議ありません。
- 議 長 はい、8番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番、9番異議ございません。
- 議 長 はい、10番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、11番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、12番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員さんの報告のとおり異議ございません。
- 議 長 はい、13番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請13件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
- 松平 係長 9ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は155㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は約60年前に前所有者が相続により取得されて以降は耕作されておらず、現在に至っています。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇で、〇〇〇〇より南東へ約400m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が宅地と山林、西側が墓地、南側が山

林、北側が宅地となっています。非農地となった経緯については、申請地は、約60年前に前所有者が相続により取得されて以降は耕作されておらず、現在に至っている。とのこと。近隣住民及び地元農業委員の証明もごございます。何ら問題ないと思われまます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、異議なしとのことをごございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号許可申請書の取下げ（農地法第5条）について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。議案第5号許可申請書の取消（農地法第5条）です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は731㎡、他1筆、合計864㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟168.04㎡、道路・庭等695.96㎡、合計864㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が昭和63年9月9日抜き、〇〇〇〇が令和4年10月14日抜きです。隣接同意、水利同意はごございます。という内容で、2月10日の委員会でご審議いただきました申請について、隣接する宅地を追加購入することになり、工事内容等計画を変更することになったため、一度申請を取り下げたい。とのこと。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 （なしの声）

議 長 ないようでございますので、おはかりいたします。議案第5号許可申請書の取下げ（農地法第5条）について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号許可申請書の取下げ（農地法第5条）について、承認することに決しました。続きまして、議案第6号特定農地貸付の承認（変更）について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 11ページをお願いします。議案第6号特定農地貸付の承認（変更）についてです。特定農地貸付けの承認（変更）について、次のとおり「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項」の規定により田辺市農業委員会の承認を求めるとのこと。ということで、紀南農業協同組合から申請が出されております。今回の特定農地貸付の承認（変更）につきましては、2件提出されております。それでは1件目から説明させていただきます。14ページの新旧対照表をご覧ください。変更前、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は853㎡、他2筆、合計1,550㎡、権利の種類は賃借権で、土地の所有者は〇〇〇、〇〇

〇〇です。変更後、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は865㎡、権利の種類は賃借権で、土地の所有者は〇〇〇、〇〇〇〇と、1筆のみとなっております。変更の理由ですが、貸付農地の所有者から、貸付け農地の一部、3筆の内の2筆を、大型スーパーの駐車場とするために、解約をしてほしいとの依頼があったためです。2件目の説明をさせていただきます。22ページをお願いします。変更前、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,838㎡、権利の種類は賃借権で、土地の所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。変更後、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,049㎡、権利の種類は賃借権で、土地の所有者は〇〇〇、〇〇〇〇と、地番の変更と共に面積が減少しており、町名の変更については、住居表示前の平成18年に承認を受けたためです。変更の理由ですが、貸付農地の所有者から、貸付け農地の一部にアパート建設の予定があり、貸付農地の変更依頼があったためとのことで、今回の4条申請に出てきている土地がその土地です。以上、議案第6号特定農地貸付の承認（変更）について、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〇〇番 委員 〇〇〇〇の方なのですが、面積が変わっている理由は何ですか。
松平 係長 この貸付規定が承認を受けた時期は平成13年で、その後、平成26年に地籍調査の結果で853㎡から865㎡に面積が増加しています。

〇〇番 委員 了解です。
議長 長 他にございませんか。ないようでございますので、おはかりいたします。議案第6号特定農地貸付の承認（変更）について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議長 長 はい、ありがとうございます。議案第6号特定農地貸付の承認（変更）について、承認することに決しました。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 27ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,710㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5年3月11日、価格は405万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は271㎡、他3筆、合計9,816㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5年3月12日、価格は190万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は499㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5年3月21日、価格は30万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は

登記簿、現況共に畑、面積は346㎡、他1筆、合計1,176㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5年3月21日、価格は70万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上4件、ご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労様でした。只今の報告についてあっせんの顛末をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番のあっせん成立について報告します。3月11日に売渡人宅において、売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で話し合いを行った結果、売渡人の希望価格405万円で成立いたしました。買受人の〇〇さんは40歳くらいの若い方で農業をやっております。〇〇さんの農地は〇〇さんの農地の下にあるということで、農地の単価は高いですけれども、買ってもらえることになりました。この農地は、雑草がないとまで言うと大げさになるかもしれませんが、いつみても手入れが行き届いている状態で、そういう意味でもよかったかなと思います。次の2番ですけれども、3月12日に買受人宅において、売渡人、買受人、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員と私の5人で話し合いを行った結果、売渡人の希望価格190万円で成立いたしました。〇〇さんの畑の上側に〇〇さんの畑があって、もちろん、同じ地域の方なので顔見知りでありますし、〇〇さんに話をしたところ、受けてくれるということになりました。この畑については、30年から40年生の成木ですけれども、反当り3tと良くなる畑で、部分的にも改植はしているんですけれども、買得やったかなと思います。〇〇さんも面積をかなり増やしており、子供さんもおられるので、よかったかなと思います。以上です。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番について説明します。3月21日に〇〇〇〇において、あっせんを行いました。今回のあっせんの農地は、3筆が隣接しておりまして、〇〇さんもこれに隣接する農地を所有しておりますので、3筆まとめて100万円ということであっせんが成立しました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第1号の4件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 29ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は91㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用道路91㎡、転用面積91㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は631㎡の内18㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用作業場18㎡、転用面積18㎡です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第2号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。

- (なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地
使用賃借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 係長 30ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目
は登記簿、現況共に田、面積は398㎡、他16筆、合計10,158㎡、
貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用賃借の合意解約
をした日は令和5年3月3日です。理由は親子で使用賃借契約を締結し、
経営移譲年金を受給していたが、子が別会社に勤務することとなり、農業
経営を行えなくなるため、合意解約を行う。2番、土地の所在は〇〇〇字
〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,600㎡、他4筆、合
計4,764㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用
賃借の合意解約をした日は令和5年3月20日です。理由は親子で使用賃
借契約を締結し、経営移譲年金を受給していたが、孫の家を建てるため、
合意解約を行う。以上2件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第3号の2件について、ご意見、
ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、追加議案がご
ざいですが上程させてもらってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、
事務局からの説明をお願いします。
- 松平 係長 1ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は
登記簿、現況共に田、面積は567㎡、他3筆、合計2,174㎡、賃貸
人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、(亡)
〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和5年
3月29日です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第1号の1件について、ご意見、
ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でご
ざいます。3月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請
2件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました
案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無けれ
ば、事務局から報告があればお願いします。
- 松平 係長 農業委員等の任期満了に伴う改選に関する説明
- 議 長 はい、ありがとうございます。いよいよ我々の任期も7月19日まででご
ざいます。公募については、抜かりの無いようよろしくお願いいたしますと思
います。只今の内容について、ご質問ございませんか。なければこれで閉
会といたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うござい
ました。

午後 3 時 3 0 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 5 番 委員

1 6 番 委員

議 長